

川崎市立高等学校の入学選考料・入学料の返還手続について

I 入学選考料の返還

1 返還となるケース

一度納付された入学選考料は原則として返還いたしません。

ただし、以下の(1)に該当する場合は、入学選考料を返還いたします。また、(2)～(4)いずれかに該当する場合は、申請手続をしていただくことで入学選考料を返還いたします。

- (1) 申請期間内に入学選考料の免除申請をし、志願手続の際に一旦入学選考料を支払った後、免除決定された場合
- (2) 志願校が川崎市立高等学校以外の高等学校であるにもかかわらず、誤って川崎市立高等学校の入学選考料を納付してしまった場合
- (3) 川崎市立高等学校の入学選考料を納付後、願書を提出するまでの間に、志願校を川崎市立高等学校以外に変更した、志願そのものを取りやめる等により、川崎市立高等学校に願書を提出しなかった場合（願書提出後は対象外）
- (4) 入学選考料を（川崎市に）二重に納付した場合

2 申請期間及び申請手続について

上記 1 (2)～(4)いずれかに該当し、入学選考料の返還を受けようとする場合は、次のとおり返還の手続を行ってください。

- (1) 申請期間

各選抜種別の合格発表日まで

- (2) 申請手続

- ① 記入例を参考に「川崎市立高等学校入学選考料返還のための口座振込依頼書」（以下「依頼書」という。）の必要項目を記入してください。
- ② 申請期間内に、「依頼書」及び「振込先金融機関の預金通帳のコピー（口座名義がカタカナで記載されている箇所）」を川崎市教育委員会事務局総務部学事課宛て直接、郵送又は持参により提出してください。（郵送の場合は申請期間最終日の消印有効）

※定通分割・二次募集区分で、窓口にて現金支払いをされた場合は、領収書の控えが必要となります。

II 入学料の返還

1 返還となるケース

一度納付された入学料は原則として返還いたしません。

ただし、以下の(1)に該当する場合は、入学料を返還いたします。また、(2)～(3)いずれかに該当する場合は、申請手続をしていただくことで入学料を返還いたします。

- (1) 申請期間内に入学料の免除申請をし、志願手続の際に一旦入学料を支払った後、免除決定された場合
- (2) 定通分割選抜の入学手続きにおいて、納付書により金融機関で入学料を納付後、収入済証明書の紛失又は添付漏れにより納付したことを示すことができず、高等学校での入学手続時に入学料を改めて現金で納付した場合
- (3) 入学料を（川崎市に）二重に納付した場合

2 申請期間及び申請手続について

上記 1 (2)～(3)いずれかに該当し、入学料の返還を受けようとする場合は、次のとおり返還の手続を行ってください。

- (1) 申請期間

各高等学校の入学手続き終了日まで

- (2) 申請手続

- ① 記入例を参考に「川崎市立高等学校入学料返還のための口座振込依頼書」（以下「依頼書」という。）の必要項目を記入してください。
- ② 申請期間内に、「依頼書」及び「振込先金融機関の預金通帳のコピー（口座名義がカタカナで記載されている箇所）」を川崎市教育委員会事務局総務部学事課宛て直接、郵送又は持参により提出してください。（郵送の場合は申請期間最終日の消印有効）

※定通分割区分で、金融機関から納付書により支払いをされた場合は、「収入済証明書（納付書の 4 枚目）」又は「納付書・領収書（納付書の 3 枚目）」が必要となります。

※「収入済証明書（納付書の 4 枚目）」「納付書・領収書（納付書の 3 枚目）」いずれも手元がない場合は、「依頼書」の裏面に、入学料を納付した日付と金融機関名・支店名を記入してください。

※定通分割・二次募集区分で、窓口にて現金支払いをされた場合は、領収書の控えが必要となります。

＜問合せ先及び還付請求書等の提出先＞

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市教育委員会事務局総務部学事課

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 3 2 6 9